

新領域創成科学研究科における会議費支払い承認に関する申合せ

平成21年	7月	8日	学術経営委員会承認
平成22年	2月	10日	学術経営委員会改正
平成22年	4月	7日	学術経営委員会改正
令和3年	2月	24日	学術経営委員会改正
令和4年	10月	12日	学術経営委員会改正

平成21年科所長会議申合せ「会議費の取り扱い」（以下本学取り扱いとする）に基づき、新領域創成科学研究科での飲食に要する経費のうち会議費の取り扱いを以下の様に定める。

1) 本学取り扱い2 1)～3)について、会議に必要な食事費は、一人あたり一食1500円を上限と定める。研究科長は承認する権限を新領域創成科学研究科事務長に委任する。

2) 本学取り扱い2 4)～6)に相当する場合、研究科の招待による来賓に準じる接遇が必要な場合および、系・専攻・研究科附属施設・室が主催する懇談会等に伴う経費支出申請等については、必要である理由を付記した系長・専攻長・研究科附属施設の長・室長が承認するものに限る。系・専攻・研究科附属施設・室が主催しない外部資金で実施計画が採択されている会議等については、使用者が実施責任を負い研究科承認の申請を行うものとする。研究科長は、企画委員会にその承認を委託することができる。承認事案は、学術経営委員会で報告する。

3) 上記2)に該当する懇談会等食費は、一人あたり5000円を上限と定める。特段の理由による上限を越えての支出または、酒類の提供を伴う場合は、研究科長が承認するものに限り認める。

4) 本学取り扱い2 7)については、研究科長は、企画委員会に承認を委託することができる。学会主催の公式の懇談会、バンケットの参加費の会議費からの支出は、当該者の学会における発表等を前提として申請可能とする。

5) 運営費以外の外部資金で会議費を支出する場合は、申請者は、事前に当該資金の使用ルールを確認することとする。

6) 会議費申請後、軽微な変更が生じた場合（人数や単価の増加など）は、理由書を提出することとする。